

学生の修学支援

【特待生制度】

一般入学試験の成績上位者〔前期試験30名、後期試験10名、後期試験「大学入試センター（国語）併用」3名〕のうち入学した者を特待生とし、入学時の授業料2,500,000円を免除します。

【奨学金等の制度】

本学では、大学独自の奨学金や自治体の奨学金及び金融機関との提携による融資など、奨学金制度を充実させ、学生を支援しています。詳細は、アドミッションセンターまでお問い合わせください。（電話03-3822-2131）

（1） 大学独自の奨学金（年間事業費：①+②合計6,500万円）

① 日本医科大学新入生奨学金（令和2年度新入生対象）

学業に優れた学生に対し、経済的な状況も考慮し、初年度の学納金の一部を無利子で貸与する制度です。

〔平成31年度実績〕 貸与人数：9名（平均貸与額：年額約139万円）

〔平成30年度実績〕 貸与人数：7名（平均貸与額：年額約150万円）

② 日本医科大学奨学金（在学生2年次～6年次）

学業・人物ともに優れている学生に対し、学納金の一部を無利子で貸与する制度で、毎年度募集し1年ごとに貸与します（経済的な状況も考慮）。

〔平成31年度実績〕 貸与人数：49名（平均貸与額：年額約102万円）

〔平成30年度実績〕 貸与人数：44名（平均貸与額：年額約85万円）

③ 日本医科大学父母会奨学金（在学生2年次～6年次）

年間事業費：1,000万円

経済的に困窮し、かつ学業人物ともに優れた学生に対し、学納金の一部を無利子で貸与する制度で、毎年度募集し1年ごとに貸与します。

〔平成31年度実績〕 貸与人数：13名（平均貸与額：年額約92万円）

〔平成30年度実績〕 貸与人数：14名（平均貸与額：年額約71万円）

④ 日本医科大学特別学資ローン制度（在学生2年次～6年次）

年間事業費：2,000万円

本学が保証人となることにより、学資相当額を上限として無担保で金融機関から融資が受けられます（在学中の借入総額の上限は、2,000万円）。

〔平成31年度実績〕 融資人数：6名（平均融資額：年額250万円）

〔平成30年度実績〕 融資人数：5名（平均融資額：年額200万円）

(2) 大学が募集する自治体奨学金（地域枠入試以外）

① 福島県へき地医療等医師確保修学資金

【対象】入学生だけでなく2年生以上の方についても対象(福島県全体で5名程度)

【貸与額】修学資金月額23万5千円

入学金に相当する額100万円(上限)

【返還免除の条件】一定期間、県内の対象医療機関の医師として勤務に従事するなど要件を満たした場合は修学資金の返還は全額免除されます。

② 千葉県医師修学資金貸付制度貸与募集枠

【対象】1年生～6年次

(千葉大学、国際医療福祉大学、順天堂大学、日本医科大学、帝京大学、東邦大学、東京慈恵会医科大学より9名)

【貸与額】月額20万円(6年間総額1,440万円)

【返還免除の条件】

- ・大学を卒業した日から1年3か月以内に医師免許を取得し、貸与期間の1.5倍の期間、県内の知事が定める医療機関に勤務した場合、その返還は免除されます。

② 静岡県医学修学研修資金貸与募集枠

【対象】在学生(1年次～6年次)(静岡県協定校16大学より25名)

【貸与額】月額20万円(6年間総額1,440万円)

【返還免除の条件】

- ・大学を卒業した後、2年以内に医師免許を取得し、直ちに初期臨床研修に従事し、その後、県内の公立病院などの公的医療機関等のうち、本人の意向を聴取した上で、県が被貸与者ごとに個別に指定する機関で、貸与期間の1.5倍に相当する期間の勤務をすることで、貸与した資金全額の返還を免除します。

(3) その他地域枠以外の自治体奨学金

① 茨城県地域医療医師修学資金貸与制度枠

【対象】入学生(2名)

次のいずれかに該当する者

- 1) 茨城県内の高等学校等を卒業(見込みを含む)した者
- 2) 茨城県内に居住する者の子

※制度の詳細は茨城県地域医療支援センターホームページを確認してください。

※出願前に茨城県が実施する修学資金貸与のための面接を受けてください。

【貸与額】月額25万円

【返還免除の条件】

- ・大学卒業後、1年6ヶ月以内に医師免許を取得し、直ちに知事の指定する医療機関で9年間(臨床研修期間を含む)を医師として業務に従事したとき、返還を免除します。従事期間のうち2分の1以上の期間は「医師不足地域の医療機関」で勤務していただきます。

② 茨城県医師修学資金貸与制度

【対象】1年生から6年生(20名程度)

- ・茨城県外の大学(大学院を除く)の医学部に在籍する者(新1年生については、各大学医学部入学試験の受験生または合格者)で、次のいずれかに該当する者
 - 1) 茨城県内の高等学校等を卒業(見込みを含む)した者
 - 2) 茨城県内に居住する者の子

【貸与額】月額15万円

【返還免除の条件】

- ・大学卒業後、1年6ヶ月以内に医師免許を取得し、直ちに医師不足地域の医療機関において医師の業務に従事していただきます。貸与期間が6年の場合は、従事した期間が6年に達したとき、返還を免除します。

問合せ先等：

茨城県保健福祉部医療局医療人材課 <https://www.pref.ibaraki.jp/index.html>

③ 千葉県ふるさと医師修学資金制度

【対象】1年生から3年生(15名)

【貸与額】月額15万円

【返還免除の条件】

- ・大学を卒業した日から1年3ヶ月以内に医師免許を取得し、貸付期間の1.5倍の期間、県内の知事が定める医療機関に勤務した場合、その返還は免除されます。

④ 静岡県医学修学研修資金貸与制度

【対象】在学生(1年次～6年次)(一般枠41名)

【貸与額】月額20万円

【返還免除の条件】

- ・県内の公的医療機関等のうち、本人の意向を聴取した上で、県が被貸与者ごとに個別に指定する機関で、貸与期間の1.5倍に相当する期間の勤務をすることで、貸与した資金全額の返還を免除します。

※(2)から(3)の地方自治体が運営する制度で、卒業後一定期間指定された医療機関に勤務

した場合、奨学金の返還が免除されます。令和 2 年度貸与額は変更になる場合がありますので、必ず各自治体のホームページでご確認ください。

(4) 日本学生支援機構奨学金(第一種・第二種)

- ・日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

(5) 金融機関等のローン制度

- ・本学の入学者及び在学者に対して、銀行又は信販会社より学納金の融資等を受けられる制度です。詳細は各金融機関等にお問い合わせください。

(6) その他

- ・経済的に一括納入が困難な学生に対して、2 年次以降は学費の分納制度があります。

その他

【学生教育研究災害傷害保険制度】

本学学生は、種々の教育研究活動および通学中の災害に対する被害救済の措置として、（財）日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険に加入しています。この保険は、入学時に6ヵ年分の保険料を納めることにより、正課授業、課外活動および通学中の災害に対し補償される制度です。

【国際交流】

海外の病院での臨床実習も可能

第6学年で履修する臨床実習を海外の病院で行うことができます。6学年の4月から5月にかけて行う選択臨床実習の実習先には海外の病院も含まれており、毎年、提携大学であるハワイ大学やジョージワシントン大学等を選択して実習に臨む学生が多数います（助成金制度あり）。国際交流も積極的に推進 国際交流センターを窓口として、毎年50名もの留学生が本学のキャンパスで学んでいます。世界各国の医療機関や大学とも協定を結び、学生の派遣・受け入れや教員間の交流を図っています。海外からの研究者も毎年30数名ほど本学に在籍し、最先端の研究を行っています。